平成 25 年 7 月 12 日

各　　位

会 社 名　リ ベ レ ス テ 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　河合純二
（ＪＡＳＤＡＱ・コード８８８７）
問合せ先
役職・氏名　専務取締役　樋口文雄
電話　０４８－９４４－１８４９

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、平成25年８月29日開催予定の第35期定時株主総会において「定款一部変更の件」（単元未満株式についての権利の新設）を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

１．株式分割と単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成 25 年 11 月 30 日（土）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき 100 株の割合を持って分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

平成 25 年 11 月 30 日（土）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。本日（平成 25 年 7 月 12 日）現在の発行済株式総数を基準にして計算すると、以下のとおりになります。

①	株式分割前の発行済株式総数	126,198 株
②	今回の分割により増加する株式数	12,493,602 株
③	株式分割後の発行済株式総数	12,619,800 株
④	株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000 株

（３）分割の日程

基準日設定公告日	平成 25 年 11 月 15 日（金）
基　　準　　日	平成 25 年 11 月 30 日（土）
効 力 発 生 日	平成 25 年 12 月　1 日（日）

（４）その他

今回の株式の分割は、平成 25 年 12 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 26 年５月期の中間配当（株主優待を含む）につきましては、株式の分割前の株式数を基準とし、期末配当（株主優待を含む）につきましては、株式の分割割合に基づく新基準により実施いたします。

３．単元株制度の採用

上記の株式分割の効力発生日である平成 25 年 12 月１日（日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

※平成 25 年 11 月 27 日（水）の取引開始時をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は、１株から 100 株に変更されます。

４．定款の一部変更

（１）変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第２項並びに第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年12月１日付をもって当社定款の一部を変更いたします(以下①②)。また、これに伴い、平成 25 年８月 29 日開催予定の第 35 期定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議いたします（以下③、④)。

① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第６条の２（単元株式数）を新設いたします。

③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第６条の３（単元未満株式についての権利）を新設いたします。

④ 現行定款第６条の変更及び第６条の２並びに第６条の３の新設の効力発生日を定めるため、附則第１条を新設いたします。

（２）定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、160,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、16,000,000 株とする。
（新設）	(単元株式数) 第６条の２　当会社の単元株式数は、100 株とする。
（新設）	（単元未満株主の権利） 第６条の３　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権は株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または、募集新株予約権の割当てを受ける権利
（新設）	(附則) 第１条　第６条の変更、第６条の２及び第６条の３の新設の効力発生日は、平成 25 年 12 月１日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。

（３）定款変更の日程

①取締役会による決議日（第６条の変更、第６条の２の新設）	平成 25 年７月 12 日（金）
②株主総会による決議予定日（第６条の３の新設）	平成 25 年８月 29 日（木）
③定款変更の効力発生日	平成 25 年 12 月１日（日）

以上